和歌山県こども食堂応援ネットワーク　運営規約

（名称）

第１条　本会は、和歌山県こども食堂応援ネットワークと称する。

（目的）

第２条　本会は、こども食堂及びこども食堂を応援する個人・団体等のネットワークを形成、拡大し、こども食堂間の交流や経験知・情報の共有、こども食堂への理解普及及びこども食堂への具体的な支援を提供することで、こども食堂が地域で持続的に運営できるよう応援する。

（取組内容）

第３条　本会は、こども食堂の取組を支援するとともに、県内のこども食堂の開設・運営をサポートするため、次の業務を行う。

（１）食材・寄付等の支援物資の受入体制の構築・分配・マッチング

（２）ボランティアセンター等との連携によるこども食堂への人材のマッチング

（３）こども食堂の新規立上げに係る相談対応、アドバイザーの派遣、地域との調整等

（４）こども食堂運営者、支援機関等向けのセミナー・交流会の開催

（５）ホームページ等による情報発信

（６）こども食堂に対する支援情報等の情報提供

（７）その他こども食堂の支援に関すること

（会長）

第４条　本会の運営を円滑に行うため、会長１名を置く。

２　会長は、ネットワークを総理する。

（会員）

第５条　会員は以下のとおりとし、それぞれの入会条件は以下のとおりとする。

（１）こども食堂会員

　現にこども食堂を運営、またはこども食堂の開設予定のあるネットワークの趣旨に賛同する個人・団体

（２）サポーター会員

　こども食堂を応援するため、ネットワークに対し寄附・食材・役務の提供もしくはそれに相当する具体的な支援を提供する企業・団体・個人

　なお、会員の区分については別表１のとおりとする。

２　ただし、以下のいずれかに該当する場合はネットワークへの参加はできない。

（１）政治活動又は宗教活動を目的としてこども食堂を運営している場合
（２）ネットワーク参加の目的が政治活動又は宗教活動に関するものである場合
（３）反社会的勢力に属する場合
（４）その他公序良俗に反する活動を行っている場合

（事務局）
第６条　ネットワークの事務局は社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（和歌山市手平２丁目１－２）に置く

（経費）
第７条　ネットワークの運営、事業実施に係る経費は、委託金のほか、事業の実施状況等に応じ、適切な財源確保に努める。

（その他）
第８条　この運営規約に規定するもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この規約は、令和８年10月１日から施行する（こども食堂会員・サポーター会員の改定）。

別表 1（第 5 条関係 サポーター会員の区分）

※すべての区分は年度更新とする。

会員区分	支援内容・要件	会費・寄附金額等	備考
個人サポーター	ネットワークの趣旨に賛同し、継続的または単発で支援を提供する個人	1 口 5,000 円 / 年（※複数口可） または 任意の寄附金・食材・役務の提供	単発の支援も本区分に包含
企業・団体サポーター	ネットワークの趣旨に賛同し、継続的または単発で支援を提供する法人・各種団体	1 口 20,000 円 / 年(※複数口可） または 任意の寄附金・食材・役務の提供	CSR 活動･地域貢献の一環としての参画
大口サポーター 通称：パワフルサポーター	ネットワークの趣旨に賛同し、継続的または単発で支援を提供する個人・法人・各種団体	100,000 円 以上 または 任意の寄附金・食材・役務の提供	※バナー広告を掲載